

毎月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料共一ヶ月) 金百円

茨城県報

昭和三十年七月四日
第三千七百七十九号

告示

茨城県告示第七百四号

左記の者はドライクリーニング師原簿に登録した。

昭和三十年七月四日

茨城県知事 友末洋治

記

原簿
番号
登録
年月日

住

所

氏名

保健所
免許番号

一三	〇、六	水戸市谷中町一丁目三、五〇九	磯崎直	水戸	一八三
一四	〇、六	霞町一、二	青木清	〃	一八三
一五	〇、六	〃	茅根信男	〃	一八四
一六	〇、六	〃	富山茂	〃	一八五
一七	〇、六	〃	本間博	〃	一八六
一八	〇、六	〃	橋本士郎	〃	一八七
一九	〇、六	〃	荒井政二	〃	一八八
二〇	〇、六	〃	岩崎安三	〃	一八九
二一	〇、六	〃	秋山勝一	笠間	一九〇
二二	〇、六	〃	櫻村誠	太田	一九一
二三	〇、六	〃	峰野訓夫	日立	一九二
二四	〇、六	〃	益子時男	〃	一九三
二五	〇、六	〃	池上信三郎	竜ヶ崎	一九四
二六	〇、六	〃	田代武勝	竜ヶ崎	一九五
二七	〇、六	〃	斧木貞男	〃	一九六
二八	〇、六	〃	来栖竹男	土浦	一九七
二九	〇、六	〃	小倉景次郎	〃	一九八
三〇	〇、六	〃	小沢春重	〃	一九九

茨城県水戸市北三ノ丸一九番地
発行人 茨城 県

茨城県水戸市愛宕町二、一八二
印刷所 茨城県印刷所

三〇〇	〃	大字殿里三九七	大塚節	〃	二〇〇
三〇一	〃	東崎町三、八〇五	鈴木岩男	〃	二〇一
三〇二	〃	真鍋町三七	高野武雄	〃	二〇二
三〇三	〃	内西町四	上野武伯	〃	二〇三
三〇四	〃	田宿町九四	鈴木明	〃	二〇四
三〇五	〃	大字中高津三、二一〇一合併地	坂井信雄	〃	二〇五
三〇六	〃	稲敷郡阿見町大字若栗一、三三七	木村盈男	〃	二〇六
三〇七	〃	土浦市字中一、四四	黒沢祐助	〃	二〇七
三〇八	〃	石岡市大字石岡一、二六	鈴木浩	石岡	二〇八
三〇九	〃	石岡市守横町一、五〇	佐野りく	石岡	二〇九
三一〇	〃	〃 金丸町一、五五	広瀬光正	〃	二一〇
三一	〃	新治郡玉里村大字上玉里一、一	中山良夫	〃	二一一
三一二	〃	〃 八郷町大字山崎〇、三	赤沢王司	〃	二一二
三一三	〃	石岡市大字石岡七、一	青木道子	〃	二一三
三一四	〃	筑波郡谷田部町内町三、四八	鄭竜基	谷田部	二一四
三一五	〃	下館市下岡崎六	中川五男	下館	二一五
三一六	〃	結城市大字結城一、三三ノ二	鈴木ヨシ	〃	二一六
三一七	〃	真壁郡明野町大字海老ヶ島一、三一	西村丈男	〃	二一七
三一八	〃	〃 真壁町大字真壁三、六	平井正三	〃	二一八
三一九	〃	〃 大字下宿一、五	谷口芳市郎	〃	二一九
三二〇	〃	結城市西町一〇、五五 石島方	高橋万吉	〃	二二〇
三二一	〃	下館市丙三七	鈴木亮司	〃	二二一
三二二	〃	大字下中山六五	小口利三郎	〃	二二二
三二三	〃	下館市乙五	佐々木周作	下館	二二三
三二四	〃	〃 西横生四の内一	増淵仲次	〃	二二四
三二五	〃	下妻市大字下妻乙ノ三三	小島誠	下妻	二二五
三二六	〃	結城市石下町大字新石下一、五	寺内光夫	〃	二二六
三二七	〃	東茨城郡常澄村字小泉八三	檜山秋雄	〃	二二七
三二八	〃	那珂湊市部田野七〇	山方弘	〃	二二八
三二九	〃	〃 四丁目五、七	井上幸則	〃	二二九

茨城県報

第三七七九号

昭和三十年七月四日

月曜日

(明治三十五年三月十七日
第三種郵便物認可)

三〇	〃	〃	井上 真治	三一
三一	〃	〃	西野 勝幸	三一
三二	〃	〃	照沼 山松	三三
三三	〃	〃	根本 勇	三三
三四	〃	〃	櫻井 福次郎	三四
三五	〃	〃	篠塚 良雄	三五

茨城県告示第七百五号

清掃法第四条第一項但書の規定により特別清掃地域から除かれる区域を左記のとおり指定する。

昭和三十年七月四日

茨城県知事
友末洋治

記

除外区域名		市名	水戸市	日立市	土浦市	古河市	石岡市
除かれる区域名		根本町、見和町、小吹町、平須町、笠原町、若宮町、浜田町、吉沼町、淡井町、西大野、東大野、酒戸町、谷田町、中大野、堀町、渡沢町、錦沢地区を除く、田野町、元石川町、青柳町、柳河町、中河内町、上河内町、東野町、元野町、石川町、青柳町、柳河町、中河内町、滑川町、森山町、下深萩町、東河内町、田尻町、小木津町、和町、石名坂町、茂宮町、南高野町、下土木内町、留町、神田町、大沼町、栗山町、西真鍋町、殿里町、常名町、並木町、笠師町、今泉町、小山崎町、栗野町、中貫町、板谷町、田中町、虫掛町、飯田町、佐野町、矢作町、宏塚町、粕毛町、上高津町、中高津町、右根町、一、二、三、五区、小岩田町、一、二、三、五区、永国町、中村町、一六区、西根町、一、二、三、五区、三好町、蓮河原町、小山田町、乙戸町、荒川沖町、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、九丁目、目、荒川沖町、南區、国分町、手野町、神立町、一、二、二区、白鳥町、菅谷町、沖宿町、田村町、大字牧野地、大字坂間、大字中新田、大字鴻之巢、大字長谷、大字駒ヶ崎、大字鳥喰、大字坂間、大字中新田、大字中田、大字大山、大字茶屋新田	根島、大谷津、兵崎、東辻、出山、行里川、荒金、正上内、村上当、半川、木、碁石沢、池袋、宮部、染谷、鹿ノ子、大砂、村上、中津川、北根本、田中、東大橋、小井戸、旧三村全区域、旧関川村全区域				

[illegible]

勝田市	馬渡、足崎、長砂、三反田、勝倉（社宅地区を除く）東石川（一部を除く）市毛、枝川、堀口（社宅地区を除く）津田、中根、（一部を除く）金上（金上駅前を除く）武田（勝田駅前を除く）稲田、高野、高場、佐和、田彦
高萩市	大字島名、大字石滝、大字秋山、大字高萩字北方、大字高萩字大字、大字中戸川、大字大能、大字下君田、大字上君田、大字横川、大字若栗、大字上手綱、大字下手綱、大字高戸、大字赤浜、大字福平

茨城県告示第七百六号

肥料取締法第十二条の規定により次の肥料の登録有効期間を昭和三十年六月三十日付にて更新したので同法第十六条の規定により告示する。

昭和三十年七月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号 茨城県 第 号	肥料の名称	保証成分量 (%)	生 産 所	氏 名
六六六	五〇なたね油かす粉末	五〇・二〇・一〇	茨城県稲敷郡阿見町大字青宿九光	鈴木 政雄
六八八	八〇魚かす末	八〇・三・五	茨城県古河市大字古河五、役商店代表取締河崎利文	(株)河崎利文

茨城県告示第七百七号

行方郡潮来町に事務所をおく水原第一土地改良区からさきに公告になった役員の住所について、左記のとおり誤り訂正の届出があつたから公告する。

昭和三十年七月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

氏 名	正	誤	摘 要
荒原 権	行方郡潮来町大字水原二二二の二	行方郡潮来町大字水原二二二	理事

石津 善次	二八八の一	二八八	監事
小沼 豊太郎	二八八の一	二八八	〃

茨城県告示第七百八号

水害予防組合法第三十三条により昭和三十年七月一日中利根川、小貝川沿岸水害予防組合管理者に北相馬郡藤代町長海老原旭を指定した。

昭和三十年七月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県告示第七百九号

肥料取締法第十三条の規定により次の通り登録証の書替交付した。

昭和三十年七月四日

茨城県知事 友 末 洋 治

登録番号 茨城県 第 号	肥料の名称	保証成分量	住 所 氏 名	変 更 事 由
一五五	炭酸カルシウム肥料	有効石灰 五〇・〇%	茨城県日立市下孫二〇〇長山まつゑ	長山勉介死亡による相続
四六三	有機肥料配	六〇・五〇	茨城県竜ヶ崎市長山まつゑ	旧昭和肥料工業株式会社の会社名称の変更
四六四	粕雑粉魚末荒	五〇・七〇	昭和肥料工業株式會社	〃
四六五	雑魚粕粉末	七〇・五〇	取締社長 高橋二三郎	〃

辞

令

辞職を承認する。

警察部教養課長

関 沢 正 夫

茨城県警視

福 岡 勝 一

警察部教養課長に補する。

(竜ヶ崎第二高等学校長)

住 々 木 忠 雄

休職を命ずる。

(岩井高等学校長)

進 藤 俊 男

竜ヶ崎第二高等学校長に配置替する。

茨城県公立学校長

大 石 新 太 郎

岩井高等学校長に補する。

(以上七月一日)

◆ 法六の民県～覽総の政県 ◆

— 報 県 城 茨 —

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、
商工、土木、衛生、労働、公安、教育、文
化、民政等あらゆる行政にわたる県民の権
利、自由もしくは利害に直接間接関係のあ
る条例、規則、告示、公告等はいずれも「茨
城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事
業活動、日常生活のため必要でありぜひ知
つてもらわねばならないので県では実費で
この県報の有償配付をいたしております。
購読御希望の方は、総務部文書課あてお
申し込み下さい。購読料は、送料とも一ヶ
月百円であります。